

坂東市人事行政の運営等の状況について

坂東市外2か町職員人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和5年度の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用・退職者の状況

①採用者の状況

(単位：人)

| 職 種 | 採用者数 | 職 種 | 採用者数 |
|------|------|------------|------|
| 一般事務 | 12 | 再任用常時勤務職員 | 5 |
| 保健師 | 2 | 再任用短時間勤務職員 | 9 |
| 計 | 14 | 計 | 14 |
| 合 計 | | | 28 |

②退職者の状況

(単位：人)

| 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | 再任用 任期满了 | その他 | 合 計 |
|------|------|------|-------------|-----|-----|
| 0 | 3 | 16 | 8 | 0 | 27 |

(2) 職員数の状況

(単位：人)

| 区 分 | 令和5年4月1日 | 令和6年4月1日 | 比 較 |
|-------|----------|----------|-----|
| 行政職 | 447 | 440 | △7 |
| 技能労務職 | 9 | 8 | △1 |
| 合 計 | 456 | 448 | △8 |

※県からの派遣職員、再任用職員（常時勤務職員のみ）を含みます。

2 職員の人事評価の状況

| 評価区分 | 評価期間 | 対象者 | 評価結果の活用 |
|--------------|------------------------|-------|--------------------------|
| 業績評価 能力評価 | 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日 | 全ての職員 | 人事管理及び人材育成の 基礎資料として活用 |

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|----------|-------|
| 一般行政職 | 319,100円 | 372,000円 | 41.7歳 |
| 技能労務職 | 324,300円 | 343,800円 | 52.7歳 |

(2) 初任給の状況（令和6年4月1日現在）

| 区 分 | 学 歴 | 初任給 |
|-------|-----|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 196,200円 |
| | 高校卒 | 166,600円 |

(3) 主な職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

| 種 類 | 内 容 |
|--------------|--|
| 期末手当 勤勉手当 | 民間企業における賞与等に相当する手当 ・期末手当 2.45月分 ・勤勉手当 2.05月分 |
| 退職手当 | 退職したときに茨城市町村総合事務組合の退職手当条例に基づき、給料、勤続年数に応じて支給 |
| 管理職手当 | 管理又は監督する地位にある職員に支給 ・部長 70,000円 ・参事 50,000円 ・課長 45,000円 ・副参事 40,000円 ・課長補佐 35,000円 |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 ・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円（満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算） |
| 住居手当 | 借家で、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給 |
| 通勤手当 | 通勤のため、交通機関等の利用又は自動車を使用することを常例とする職員に支給 ・バス等利用者…1か月あたり55,000円を上限に支給 ・自動車等利用者…通勤距離2km以上で、距離に応じて支給 |

4 職員の勤務時間、その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間

- ・勤務時間 午前8時30分から午後5時15分
- ・休憩時間 正午から午後1時
- ・週休日 土・日曜日
- ・休日 国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12/29～1/3）

※部署や施設等によっては、上記の勤務時間が異なる場合があります。

(2) 休暇

| 種 類 | 内 容 |
|------|---|
| 年次休暇 | 1月1日を基準として、1年につき20日間（残日数は翌年に20日まで繰越すことができる） |
| 療養休暇 | 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（90日以内において必要と認める期間） |
| 特別休暇 | 子の看護、結婚、出産その他特別な事由により、職員が勤務しないことが相当であるものとして規則に定める場合 |

5 職員の休業の状況

（単位：人）

| 種類 | 男性職員 | 女性職員 | 合計 |
|------|------|------|----|
| 育児休業 | 5 | 12 | 17 |
| 介護休暇 | 0 | 0 | 0 |

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(単位：人)

| 区 分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|--------------------|----|----|----|----|----|
| 勤務実績が良くない場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 定数の改廃等により廃職等が生じた場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 |

※分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる処分をいいます。

(2) 懲戒処分の状況

(単位：人)

| 区 分 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|--------------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として行われる処分をいいます。

7 職員のサービスの状況

| 区 分 | 件 数 | 主な事由 |
|--------------|-----|---------------------|
| 職務に専念する義務の免除 | 9件 | 講習会・研修への参加、検診の受診等 |
| 営利企業等の従事許可 | 5件 | 農業団体役員、消防団員、社会貢献活動等 |

8 職員の退職管理の状況

| 区 分 | 件 数 |
|---------------|-----|
| 再就職者による依頼等の状況 | 0件 |

9 職員の研修の状況

(単位：人)

| 種 別 | 受講者数 | 主な事由 |
|---------|------|---------------------|
| 階層別研修 | 119 | 新採職員、監督者第一部、新任課長研修等 |
| 講師養成研修 | 5 | 接遇、地方自治制度、公務員倫理等 |
| 専門・実務研修 | 31 | 地方自治講座、法制執務講座、民法講座等 |
| 庁内研修 | 118 | 新採職員、人事評価、DX等 |
| 派遣研修 | 8 | 国・県等派遣 |
| 合 計 | 281 | |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- ・茨城県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合の組合員となっています。共済組合は、職員とその家族の病気や出産などに対する給付や年金の支給を行っています。また、福祉事業として生活習慣病検診の実施や住宅資金等の貸付などの各種事業を行っています。

- ・坂東市職員共済会

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の円滑な運営を図るため、職員の相互共済及び厚生に関する事業を行う共済団体として組織しています。

(2) 公務災害認定件数 0件

(3) 福利厚生の状況

| 事業 | 内容 |
|-----------|-----------------------|
| 各種健康診断事業 | 定期健康診断、胃・肺・大腸がん検診等 |
| メンタルヘルス事業 | ストレスチェック、庁内セミナー、健康相談等 |

(4) 利益の保護の状況

| 事業 | 件数 |
|--------------------------|----|
| 職員の競争試験及び選考の状況 | 0件 |
| 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告 | 0件 |
| 勤務条件に関する措置の要求 | 0件 |
| 不利益処分に関する不服申立 | 0件 |

※地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に関する不服申立ての状況です。